

医療運動部会ニュース(会員・一般向け)

発行＝神奈川県保険医協会・医療運動部会／横浜市神奈川区金港町5-36 東興ビル2F

部会長＝池川明／Tel045 - 453 - 2411／fax045 - 461 - 0215

【08.7.11号】

原医療課長

「5分ルール」の虚構性、認めず！

7/9 中医協“それくらいの時間がかかるだろう”で決めた

7月9日の中医協で、外来管理加算の「診察時間」5分ルールについて診療側の藤原委員(日医)より、調査データの不正流用とともに「5分」の時間指標の出所理由が不明で、根拠資料が存在せず、「非常に不思議だ」と、問題提起がなされた。5分ルールは、協会・保団連の指摘で、既に根拠が破綻している。

これを巡り中医協では10分程度議論。原医療課長は、「“丁寧な診察”をしていただくことを考えると、それくらいの時間がかかるだろう、というお考えから決めていただいた」と発言。流用問題の「時間外診療に関する実態調査」は財源影響度の算出のためのデータで使用したと詭弁を弄し、不正流用は問題ないと強弁した。

また、対馬委員(健保連)は「藤原委員の指摘のように“診療時間や診察時間が非常にファジーな形で議論され、そこが問題”ということではない」とし、あらゆる角度から「真剣に議論した」と原課長にエールを送った。

「早期撤廃」に背を向け、影響調査を実施

2月結果発表？診察時間不問？アリバイ？

更に中医協は、「5分ルールの早期撤廃を」の全国の声を見直し、見直しを前提としない、影響調査の実施を確認。調査は秋に実施し来年の2月に結果を発表するとしている。よって次年度予算編成以降の結果発表となるため、見直しは事実上不可能、この調査は形式的なものにならざるを得ない。しかも調査項目は1日あたりの患者数・算定回数・診療時間などとしており、肝心要の「患者1人当たりの診察時間」は項目から除外されている。きわめてアリバイ的な調査となっている。

検証 プレイバック 中医協論議

時間指標は原課長提案 発言には責任を！

「懇切丁寧な説明」—この言葉が、外来管理加算との関連で出されたのは07年11月2日の中医協での原課長の発言からだ。それまで外来管理加算の要件になかった、「懇切丁寧な説明や計画的な医学管理など」を包括的に評価したものの、概念規定が突如、明文化した資料とともに提出される。そして「懇切丁寧な説明をするには時間がかかるでしょう」と発言。

12月7日の中医協では「宿題事項」と題する資料で、「時間等の目安を設ける」ことが“論点”とされ、これまでの「意見を受けた分析」で「平均診療時間が5分以上ある医療機関が9割」と、問題のグラフと合わせて提示。原課長が、そのことに言及し「時間の目安を今回設けてはどうかということ再度御提案申し上げたい」と発言。1月16日にも「5分以上という時間の目安を設けてはどうか」と発言。診療側委員から医療の質は時間で測れないとの異論が出され継続審議。1月18日に原課長が「やはり時間だろう」と念押し発言。

1月30日には、まだ結論に至っていないにも関わらず影響額「約200億円強」と原課長が提示。2月1日の中医協総会で「“診察”5分ルール」が事実上決定する。委員の「お考え」で時間指標は出されていない。

以上、終始一貫して時間指標の導入は、原課長のリードで進められ、委員の「お考え」ではない。根拠資料も唯一、平均診療時間のグラフしかないのである。

対馬委員も時間指標に懐疑的発言

08年1月30日の中医協での対馬委員の発言は次の通りである。

「宿題に対する回答ということで、この資料を見ますと、随分意図的なものを感じるのです。…一体どういう意図の下にこの資料をつくられたのかということに対して疑念なしとはしないというのが第1番目の感想であります。それから外来管理加算については、時間を目安にするというのはやはりどうかと思いますので、あまりいい案がないのであれば継続検討にしてはどうか、こういうふうに思っております」

以降に、これの認識を転換する発言はなされていない。

200億円の試算根拠、依然と開示されず

田名部参議院議員(民)の仲介で青森協会等とともに当協会が厚労省と4月2日に懇談した際、試算根拠の提示が議員から求められているが未だ不履行だ。